

債 権 譲 渡 通 知 書

令和 年 月 日

宮崎県 県税・総務事務所長 殿
債権譲渡人（納税者）
住 所 〒

氏 名 印
TEL () -

私は、下記自動車税種別割に係る過誤納金の受領に関する権利を令和 年 月 日に
次の者へ譲渡したので通知します。

自動車税 種別割	年度	登録番号
		宮崎
過誤納金 発生理由	1. 二重納付 (月分) 2. 抹消・転出 (令和 年 月 日) 3. その他 ()	

宮崎県 県税・総務事務所長 殿
債権譲受人（申請者）
住 所 〒

氏 名
TEL () -

上記自動車税種別割の過誤納金について、債権の譲渡を受けたので還付を申請します。なお、
還付金受領後に債権譲渡人から不服の申し立てがあった場合には、一切責任を負います。

振込口座	金融機関名											支店名											
	口座種別	1. 普通 2. 当座 3. その他 (																					

※ フリガナは、口座のカナ名義を正確に記載してください。

確認者印	入力者印

【備考】必ずお読みください。

- ※ この書類の提出期限は、抹消・転出等の事実発生月の翌月5日までです。提出期限を過ぎると納税者に還付されます。また、記載漏れ、記載誤り又は添付書類不足などにより受理できない場合があります。
- ※ 債権譲渡人（納税者）の印は実印を押印し、印鑑登録証明書（写しでも可）を添付してください。債権譲渡人（納税者）が法人の場合は、法務局への登記印を押印してください。二重納付の場合は、印鑑登録証明書は必要ありませんが、領収証書の写しを添付してください。
- ※ 債権譲渡人（納税者）の欄は、当該年度の納税者及び現住所を記入してください。課税後に、住所が変更になっている場合は、住民票等（写しでも可）を添付してください。
- ※ 債権譲渡人（納税者）に県税の未納がある場合は、地方税法第17条の2の規定により当該未納額に還付金を充当し、余剰がある場合に還付します。また、還付金の債権譲受人（申請者）に未納がある場合には、還付できない場合があります。
- ※ 債権譲渡人（納税者）の同意なくこの文書を作成・提出すると、有印私文書偽造罪（刑法159条）及び同行使罪（161条）等の罪に問われることになります。

債権譲渡通知書

納税者は納税義務者またはその相続人です

令和6年10月30日

宮崎県 県税・総務事務所長 殿

債権譲渡人（納税者）

法人の場合は法務局への登記印

必ず本人が記名・押印してください。法人の場合は、必ず代表名まで記入願います。

住所 〒 880-0805
宮崎市橘通東2丁目10番1号

氏名 宮崎 太郎
TEL (0985) 〇〇 - 〇〇〇〇

実印

私は、下記自動車税種別割に係る過誤納金の受領に関する権利を令和6年10月10日に次の者へ譲渡したので通知します。

自動車税種別割	年度 6	登録番号 宮崎 300ち1111
過誤納金発生理由	1. 二重納付 (月分)	2. 抹消・転出 (令和6年10月5日)

必ず記入してください。

※記入がない場合、書類を返却することがあります。

宮崎県 県税・総務事務所長 殿

債権譲受人（申請者）

抹消登録年月日等を記入してください。

法人の場合は、必ず代表名まで記入願います。

住所 〒880-0805
宮崎市橘通東1-9-10

氏名 自 税 一 郎
TEL (0985) △△ - △△△△

上記自動車税種別割の過誤納金について、債権の譲渡を受けたので還付を申請します。なお、還付金受領後に債権譲渡人から不服の申し立てがあった場合には、一切責任を負います。

振込口座	金融機関名	日向銀行										支店名		橘通支店	
	口座種別	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()													
	口座番号	1	1	1	1	1						口座番号は左詰めで記入してください。			
	フリガナ	ジ	ゼ	イ		タ	ロ	ウ							
	口座名義	自 税 太 郎													

※ フリガナは、口座のカナ名義を正確に記載してください。

フリガナを必ず記入してください。

確認者印

入力者印

【備考】必ずお読みください。

県税事務所使用欄のため、押印しないでください。

- ※ この書類の提出期限は、抹消・転出等の事実発生月の翌月5日までです。提出期限を過ぎると納税者に還付されます。また、記載漏れ、記載誤り又は添付書類不足などにより受理できない場合があります。
- ※ 債権譲渡人（納税者）の印は実印を押印し、印鑑登録証明書（写しでも可）を添付してください。債権譲渡人（納税者）が法人の場合は、法務局への登記印を押印してください。二重納付の場合は、印鑑登録証明書は必要ありませんが、領収証書の写しを添付してください。
- ※ 債権譲渡人（納税者）の欄は、当該年度の納税者及び現住所を記入してください。課税後に、住所が変更になっている場合は、住民票等（写しでも可）を添付してください。
- ※ 債権譲渡人（納税者）に県税の未納がある場合は、地方税法第17条の2の規定により当該未納額に還付金を充当し、余剰がある場合に還付します。また、還付金の債権譲受人（申請者）に未納がある場合には、還付できない場合があります。
- ※ 債権譲渡人（納税者）の同意なくこの文書を作成・提出すると、有印私文書偽造罪（刑法159条）及び同行使罪（161条）等の罪に問われることになります。